

第四回理事會協議要録

昭和十九年四月十四日(金) 午前十一時半ヨリ於文部省教學局長室

出席者

近藤理事長

大岡理事

相良理事

長沼常務理事兼總主事

西尾理事

關野理事

中島主事

配布書類

第三回理事會協議要録

第四回理事會報告及議題(附財團法人日本語教育振興會職制)

協議事項

イ本會役職員職制ノ件

原案中左ノ條項ヲ訂正ノ上可決ス。

第四條「職員ヲ指揮シテ」ヲ削除ス。

□ヲ削除シ(ニ)乃至(七)□乃至(六)ト改ム。

第五條(一)「書記・事務員」ヲ「職員及」ト改ム

(四)「輕易ナル常務」ヲ「事務」ト改ム

ロ役員詮衡ニ關スル件

次回詮衡ヲナスコトナレリ

第四回理事會報告及議題

昭和十九年四月十四日（金）午前十時至十一時午ヨリ於文部省敎學局長室

一、報告

イ 四月十日午後二時國語課長室ニテ在佛印特派大使府勤務假邊領事ノ佛印ニ於ケル日本語普及問題ニ關スル連絡懇談會アリ長沼總主事出席セリ

ロ 廿一日ヨリ 論文（岡田外苑著）

二、議題

- イ 本職職員職制ノ件
- ロ 役員詮衡ニ關スル件

日本語敎育振興會

東京市麹町區文部省內

財團法人日本語教育振興會職制（昭和一九四一、一三）

第一條 本會ニハ左ノ職員ヲ置ク

總主事 一名

主事 若干名

書記 若干名

研究員 若干名

事務員 若干名

第二條 必要ニ應ジ囑託ヲ置ク

囑託ハ理事長之ヲ委囑ス

第三條 理事長ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ統轄シ左ノ事務ヲ掌理ス

一、事業ノ企畫立案ニ關スル事項

二、經理ニ關スル事項

三、理事長名ヲ以テスル文書ニ關スル事項

四、職員ノ身分ニ關スル事項

五、其他ノ會務

第四條 常務理事ハ理事長ヲ輔佐シ職員ヲ指揮シ専ラ會ノ常務

執行シ左ノ事務ヲ處理ス

一、事務員・傭人ノ進退身分ニ關スル事項

二、主事・研究員・囑託ノ服務ニ關スル事項

三、現金及有價證券ノ管理ニ關スル事項

四、一件五百圓以下ノ營繕・購入・賣却及經常費ノ支出ニ關スル事項

ル事項

五、支拂義務確定經費ノ支出ニ關スル事項

六、收入事務ニ關スル事項

七、其他ノ常務

第五條 總主事ハ會長之ヲ命ズ

總主事ハ理事長ノ命ヲ承ケ職員ヲ指揮シ左ノ事務ヲ處理ス

職
及

一、書記・事務員・傭人ノ服務ニ關スル事項

二、物品及不動産ノ管理ニ關スル事項

三、圖書・出版物ノ管理ニ關スル事項

四、其他各部ニ屬スル輕易ナル常務

第六條 主事ハ會長之ヲ命ズ

主事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ所管係員ヲ指揮シ事務ヲ分擔ス

第七條 研究員ハ理事長之ヲ命ズ

研究員ハ常務理事ノ指揮ヲ承ケ研究・調査ニ從事ス

第八條 書記ハ理事長之ヲ命ジ事務員ハ常務理事之ヲ命ズ

書記・事務員ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス